



登場
ページ

25

ページ

28

ページ

36

ページ

今週の専門用語



口座通知取次請求

上場前から引き続き保有している非上場株式が証券取引所に新規上場するときに必要な手続きである。この手続きには発行会社から交付される「取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面」が必要となるが、その株式を特定口座に入庫したい場合には取得価格の確認に関する書類（払込取得証明書や売買契約書など）も必要となる。この書類の提出がない場合は一般口座に入庫されることになる。なお証券会社がほふり（証券保管振替機構）を経由して発行会社に口座通知の取次ぎを行う。



別送の取扱い

外国人旅行者等が免税店で購入した物品について、郵送などで別途国外へ配送したことにより出国時に携帯していない場合、その物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いのこと。しかし、税関で国外へ配送したことが確認できず、消費税が賦課決定された者の半分以上が郵便局から別送していると抗弁している状況を踏まえ、令和7年度税制改正では、リファンド方式の導入を待たず、令和7年4月1日以降に購入した物品については、別送の取扱いが認められなくなった。



国有資産等所在市町村交付金

固定資産税の非課税団体である国等が所有する固定資産のうち、貸付資産等に使用される（国等以外の者が使用している）固定資産について、固定資産税相当額の負担分として市町村に交付される交付金のこと。固定資産税との違いとしては、固定資産税では基準日が課税年の1月1日現在となっているのに対し、市町村交付金は前年3月31日現在となっている点や、固定資産税では条例で税率を変更可能だが、市町村交付金については1.4%から変更できない点などが挙げられる。

編集室

◆国税当局は消費税還付申告法人に係る還付審査について、還付審査基準（還付審査判定表、還付審査チェックシート）に該当する法人は確実に還付を保留した上で、還付原因の解明を行うとともに、不正還付検知システム（還付申告税額の異常値等を検知）を活用して不正還付想定法人へ厳格に対応するとしている。◆ただ大阪局はR6事務上期において一部で「前回調査済」を理由に保留を解除した事案があったとして、厳格な審査及び調査の実施を改めて指示した。なお、同局は事案が偏在する地域に消費税専担部署の人員を集約しており、実地調査による消費税追徴税額（中央値）は増加しているもようだ。（TN）

週刊T&Amaster 第1070号

2025年4月14日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp お願いします。